

静岡県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年2月3日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,476
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 484,221
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,686	富士市 69,785	掛川市 31,543
伊東市 20,181	富士宮市 36,619	袋井市・森町 28,112
熱海市 11,073	静岡市葵区 71,263	磐田市 45,359
伊豆市 8,992	静岡市駿河区 58,450	浜松市中区 64,683
伊豆の国市 13,709	静岡市清水区 67,062	浜松市東区 35,263
函南町 10,657	焼津市 38,240	浜松市西区 29,980
三島市 30,607	藤枝市 40,218	浜松市南区 27,679
清水町・長泉町 20,388	牧之原市・吉田町 20,268	浜松市北区 25,741
裾野市 14,189	島田市・川根本町 29,393	浜松市浜北区 26,545
御殿場市・小山町 29,020	御前崎市 8,900	浜松市天竜区 8,396
沼津市 55,127	菊川市 12,503	湖西市 15,969